

第 14 回教育委員会

平成 28 年 7 月 26 日
午前 10 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第116号 高等学校入学者選抜にかかる調査書比率について

議案第 116 号

高等学校入学者選抜における学力検査の成績と調査書の評定の比率について

1 改正趣旨

教育委員会は、この間、大阪府教育委員会とも連携し、「前期及び後期日程の一本化」、「各高等学校による学力検査の種類を選択」、「各高等学校による学力検査と調査書比率を選択」、「各高等学校による『アドミッションポリシー（求める生徒像）の作成』」など、高等学校入学者選抜制度の改善を行ってきたところである。

しかしながら、制度改善が進む一方で、平成 28 年度入学者選抜の結果において本市の高等学校の専門学科を中心に定員割れが拡大するなど、志願者離れが一部の高等学校でみられる事態になっている。そのため、速やかに今般の入学者選抜制度の改革の下で実施された入学者選抜の検証を進めなければならないが、一方で、これまで特色化を進めてきた本市の高等学校の課題の有無についても併せて検証が必要である。その視点としては、学科やカリキュラム等の教育内容が生徒等のニーズを踏まえた適切なものになっているかどうか、入学者選抜が個々の高等学校が求める生徒の獲得に相応しい内容になっているかどうか、中学校の生徒や保護者に対して適切に PR できているかどうか等が挙げられ、これらについて引き続き検証・検討を進めていかなければならない。

教育委員会としては、こうした認識の下、校長のリーダーシップが発揮できるよう高等学校長の裁量権のより一層の拡大に留意しつつ、入学者選抜制度全体を視野に慎重に検討していくこととし、まず実施できる事項として、各高等学校長が選択する高等学校入学者選抜における学力検査の成績と調査書の評定の比率について、各高等学校長の裁量をより一層拡大することとする。

なお、その他の諸課題については、今後継続して検討を進めていく。

2 実施時期

実施時期については、保護者・生徒に対する進路指導時期や関係先との調整を踏まえ、各高等学校長と調整のうえ決定する。